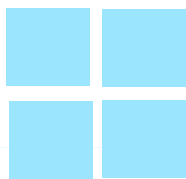




令和6年度
移住者の方

山形県



住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金～

県外から移住された方が賃貸住宅に居住された場合、
家賃の一部(上限1万円/月)を最大24か月分補助します！

補助対象者

：以下の1～4全てに該当する方

1. 令和6年3月1日から令和6年12月31日までの期間内に移住
2. 移住日以降も引き続き県内に居住
3. 移住日の前日までに「やまがた暮らし移住登録」に登録済又は
公的相談窓口等(要綱別表第4)を利用
4. 移住後に「移住完了アンケート」に回答



補助対象額

1. 申請者本人が契約者である住宅賃貸借契約に基づく、
令和7年2月分～令和8年1月分の家賃
(ただし、県営・市町村営の賃貸住宅、社宅、3親等以内親族が所有する賃貸住宅
などは除きます)

◆申請の流れ等は、本チラシ裏面をご覧ください

申請期限

令和8年1月30日

令和7年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金

申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

STEP1 毎月の家賃のお支払い



STEP2 必要書類※を準備して「やまがたe申請」で申請

※以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご準備ください。

■家賃支払証明書（別記様式2）、誓約・同意書（別記様式3）

【過去に交付を受けていない方、過去に交付を受けているが内容に変更がある方は、下記書類も提出して下さい】

以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

①住民票謄本の写し ②戸籍の附票謄本の写し

住宅賃貸借契約書の写し

（貸主・借主氏名、家賃の金額、契約期間が記載されているページのみ）

住宅手当の支給が確認できる書類

（直近3か月分の給与支給明細書の写し）

補助金の振込先の通帳の写し

（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）

STEP3 山形県による申請内容の確認



申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。
確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP4 交付決定



申請内容に問題がなければ、山形県より
交付決定のご連絡をいたします。

令和8年3月までに
一括で交付されます

STEP5 指定口座に振込

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス:yamagatakeniju@pref.yamagata.jp